

---

◎議案第66号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（稲葉昭宏君） 日程第4、議案第66号 松崎町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の制定についての件を議題といたします。

議案の朗読は省略して、提出者から提案理由の説明を求めます。

○町長（齋藤文彦君） 議案第66号は、松崎町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の制定についてであります。

詳細は担当課長をして説明します。

（総務課長 山本秀樹君 提案理由説明）

○議長（稲葉昭宏君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑を許します。

○7番（佐藤作行君） これは俗に言うマイナンバー制度のことだと思うんですが、松崎町ではどのくらい配付して達成率はどのくらいになっているんですか。

それから、もう1点、庁内の連携のイメージというのが書いてあるんですが、この業務は現在庁舎内では行われているわけですよね、別にマイナンバーとは関わりなく。そこらを2点お願いします。

○窓口税務課長（山本稲一君） マイナンバーの配付状況ということですが、うちの町は11月の下旬に地方公共団体情報システム機構の方から郵便局の方に番号の簡易書留ですか、そちらを持ち込まれまして配付が11月下旬に始まりました。

持ち込まれた分が全部で3038になります。いま配達が行われておりますけれども、簡易書留で転送不要というような郵便で送られておりますので、役場に戻ってくる分がありますけれども、今、12月7日現在で218通が配達されないで役場に戻ってきている分があります。この内のほとんどが不在で1週間郵便局に置きますけれども、郵便局の方に取りに来られなかったというような方がほとんどでございまして、それらにつきましては、普通郵便で役場の方に取りに来て下さいということでご案内をさせてもらっています。

○総務課長（山本秀樹君） このイメージの中で、今現在、庁舎内で情報交換が行われている場

合というのがありますが、今まではこのマイナンバーは使っていないやり取りになっています。ただ、今後は税情報等を番号法に基づいて番号が付番されてくるものですから、当然そのやり取りの中でマイナンバーを使わなければならないというような状況になりますので、その場合は、番号法に基づく条例の定めが必要になってきたということでございます。

○議長（稲葉昭宏君） ほかに質疑はありませんか。

○7番（佐藤作行君） もう一つ聞きたいんですが、これは他の行政機関あるいは他の市町村なんかとマイナンバーをポンポンポンと押すと情報が出てくると思うんですが、そういう規定されている以外のことをやった場合、やっぱりかなり問題が出てくる可能性がありますよね。そうした場合の・・・、このあいだもちょっと出たんですが、罰則とか、あるいは何とかなんていう話出たんですけど、そこらの対処なんかはある程度考えているんでしょうか。

○総務課長（山本秀樹君） 例えば、このイメージ図の中で、他市町等のやり取りとか、そういう中で、いろんな問題が生じた場合というのは番号法によっても罰則規程がありますので、当然定められた事務以外のものについては、罰則が適用されるということになります。

なお、この事務等については、この条例の中でも別表第2とかという表現が出てきていますが、約130項目くらいの事務が定められておまして、ほとんど福祉と住宅とか、そういうものとの税情報とのやり取りみたいな形の規定が多いです。そのほか国民健康保険、生命保険等々のいろいろな法令関係のものが約130くらい定められているわけですが、それらについては、いずれにしても法規定以外の事務で行った場合は、罰則規定があるということになります。

なお、今回の条例制定につきまして、とりあえず罰則規定は今のところ盛ってありませんけれども、その中で、今後のいろいろな法整備の中で町としてもその辺の規定がやっぱり必要だなということであれば、その辺もちょっと考えていかなければいけないのかなとは思っています。

○議長（稲葉昭宏君） ほかに質疑はありませんか。

○6番（福本栄一郎君） これはコンピュータですから、もうワンタッチですらと画面に出てきますよね。その辺の使用履歴、セキュリティの関係、誰が侵入してきたかというその把握の状態・・・、あなたはだめですよ、こちらの方はいいですよ。その辺のセキュリティの問題と、いわゆるサーバー攻撃を受けて使えなくなったという行政の混乱。その2点と、もう1点、3点目は新たな広域連携促進事業で現在5つ、更に2つ追加になって7つになった。いわゆる広域連携ですよ。その中で、賀茂地方税債権回収機構というのを設立する予定ですから

ども、そういった面の外部からの侵入の状態はどういうふうになっていますか。その辺を教えてくださいませんか。

○窓口税務課長（山本稲一君） マイナンバー制度におけるその情報のやり取りというのは、直接情報を持っているところとやり取りするのではなくて、全て地方公共団体情報システム機構のコンピュータを介して、それぞれの情報を持っているところとやり取りしますので、情報自体は集中管理ではなくて分散管理というような形になりますので、セキュリティに関しましては本当に最高のセキュリティ、気を使ってやっております。

それから、地方税の方の賀茂地域の連携の方の関係ですけれども、そちらも回線につきましてはLGWAN回線を使いまして、ファイヤーウォールを入れて外部からの侵入はシャットアウトするというような方法でやっておりますので、セキュリティに関しましては、問題ないという認識でおります。

○6番（福本栄一郎君） アクセスしてきた場合の履歴は残るんですか。例えば、私なら私が、入っていった場合に、誰々が何月何日何時に使ったという履歴は残るでしょうか。その辺を教えてください。

○窓口税務課長（山本稲一君） うちの町のシステムはTKCを使っていますけれども、うちの町のシステムを使った時には、みんなパスワードで中に入って操作をしますけれども、その記録は全部機械の方に残っております。

それから、マイナンバーの方の関係で、人の町の情報をもらいますよということで、その地方公共団体情報システム機構を介して情報のやり取りをしますけれども、それも全部記録が残ります。なおかつ、マイナンバーカードを作った方ですと、マイナポータルといいまして、自分の情報がいつどこでどのように使われたのかというのがインターネットを介して見られるようになっております。

○議長（稲葉昭宏君） ほかに質疑はありませんか。

○5番（藤井 要君） いま課長が言いましたインターネットを介して見られるということは、自分の自宅からじゃなくて、松崎の窓口に来てということでしょうか。

○窓口税務課長（山本稲一君） 自宅からということです。マイナンバーカードの方に暗証番号をいろいろ設定していただきまして、その暗証番号を使ってインターネットから自分の情報がどのように使われたか見るサイトがありまして、そちらに入ってください、見ていただくというようなことであります。

○5番（藤井 要君） システムの関係はいろいろの情報を見てわかっているつもりですが、この中で、町独自の事務で利用する場合と、庁内のやつをもう少しわかるようにちょっと説明してもらえますか。

今までのあれだとマイナンバーがなくてもやっているわけですよ。これが独自のやつで利用できないなんていうのはちょっと不便なんじゃないかなと思ったりもするんですけども・・・。

○総務課長（山本秀樹君） 独自利用はできないんじゃないかと、今のところ独自利用の項目を行わないということです。

（藤井議員「同じ意味じゃないか」と呼ぶ）

○総務課長（山本秀樹君） 同じ意味じゃないですけども。というのは、番号法に基づくのはありますが、要は町でオリジナルの形・・・よくマイナンバーの事前広報の中で、例えばマイナンバーカードが保険証に利用できたりとか図書カードに利用できたりとか、そういうことの利用もできますよというのがよく一般に言われましたけれども、そういうのはマイナンバーの通常の利用以外の独自利用で、これは各自治体がオリジナルでそういう書き込みというかシステムを作って、そのカードでできるという、要は付加価値を付けるかどうかのところになるわけです。

ただ、今のところうちの町はマイナンバーの利用は国で定めた範囲で留めて、自分のところでオリジナルで、例えば図書カードを全員の図書カードに使うようにしようとか、保険証代わりに使えるようにしようとかという、国保とか、そういうものの独自利用は今のところ予定がないので、この規定の中からも外していますよということです。

それが、積み増し分が、もしやろうとした場合にはこの条例の中にも独自利用分でまた項目が入ってくるということになります。

○6番（福本栄一郎君） 私も年も年というのもあれですけども、コンピュータのことは全く知らない方が近いと思います。いわゆるパソコン難民の一員ですけどもね。

一つ教えてください。国民健康保険を例にとりますと、あなたがこの1年間使った経歴、どここの病院に通いました。それと同じようにマイナンバーというのは非常に大事なことから、1年間あなたのところにアクセスしてきました、こういうところで使いましたという数値を年に1回出す考えというのはあるでしょうか。あなたのマイナンバーはこういうふうにご利用されましたと行政側が個人に対して・・・、国民健康保険の加入者ですけども、あなたは1年間どここの病院に行って・・・、ずらずらときますよね、数値が、個人宛てへと。それと同

じように、あなたのマイナンバーはこういうふうに使われましたということの考え方があってしょうか。その辺を教えてください。

○窓口税務課長（山本稲一君） 今のところこちらからそういう情報を出すということは考えておりません。

先ほど藤井議員のご質問にお答えしましたけれども、マイナンバーカードを作っていた方については、ご自分でどこで情報が使われているのか見ることはできますけれども、行政の方からあなたの情報はこういうところで使われましたよということを出すことは、今のところ想定はしておりません。

○5番（藤井 要君） 今の関連になりますけれども、お年寄りが持っていない方がいるわけですよ。そうした時には、業務サービスとして窓口へ来たら提示してやる。そういうサービスは可能であるかということになりますけれども・・・。

○窓口税務課長（山本稲一君） その辺は、今のところ番号制度の方も後追いでどンドンぼくらの方にも情報が来るものですから、そこまではまだこの先どうなるのか未定ですけれども、できれば、藤井議員がおっしゃるようなサービスをしてやるのがいいのかなとは思いますが。

○議長（稲葉昭宏君） ほかに質疑はありませんか。

○1番（伴 高志君） 今までのお話ですと、要するに従来と比べると手間が増えて、それで、それに対する予算も増えるというふうに考えてよろしいですか。

○総務課長（山本秀樹君） そういうことではなくて、今までのやり取りを。ちょっと繰り返すことになると思いますが、それぞれの情報のやり取りは、今現在も庁舎内では、例えば税情報を参考に住宅の家賃を決めたりとか、介護の関係の費用を決めたりとかという形はやっていました。

ただ、今度は税情報等そういうものとか福祉の情報に個人番号が付けられますので、それは特定の個人情報ですので、その場合はその個人情報の保護条例、それを使用する番号法に基づいて各市町がそういう情報を自分の事業課内で、役場庁舎内で利用する時には、そこまでの利用する場合は、番号法の規定によって条例を定めなさいということになったので、その番号法、特定個人情報をやり取りするのに条例が必要になったから条例を定めるということで、新たな経費が発生するとか、そういうものではありません。

（土屋議員「だいぶ質疑が出たようですので、質疑を終結を」と呼ぶ）

○議長（稲葉昭宏君） 質疑終結の声がありますので、お諮りいたします。質疑を終結したいと

と思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(稲葉昭宏君) 異議なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

○1番(伴高志君) 十分に理解できていない部分が残りますので、前回の9月の法改正の時もこの番号法のことが出ましたけれども、その時は、こういう新しい制度なんだからより良くなると考えていたんですけれども、ちょっと現時点ではやはりかなりもう不安の声も正直出ていますし、手間が増えるかどうかという問題、それから情報管理、それが役場にとっても個人にとってもより増えるというか、危機管理がより重要になってくるという意味では、とても容認できない部分が残りますので、私はこの案には反対したいと思います。

○議長(稲葉昭宏君) 次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

○8番(土屋清武君) この条例につきましては、マイナンバー制、それに基づく条例改正でありますので、まして、このマイナンバー制ができたことによりまして、役場の中での業務について取扱う範囲を条例化したということでもありますので、現実は今までもこの関係につきましては内部でやっていた経過があると思います。このマイナンバー制に基づく条例制定ですから、これは法律で決まったものですから、今回の条例につきましては賛成いたします。

○議長(稲葉昭宏君) これをもって討論を終了します。

これより議案第66号 松崎町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の制定についての件を挙手により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手多数)

○議長(稲葉昭宏君) 挙手多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

(午前10時09分)